

消防団の教育訓練等に関する検討会（第1回）

議事次第

日時：平成25年11月8日（金）16：00～18：00

場所：スクワール麴町 5階 寿

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 議事

(1) 消防団の装備について

- ・ 装備の充実化による「安全の確保」
- ・ 新たな役割の「救助」
- ・ 地元に精通し、安全のために情報共有したうえでの、
「他機関との連携」

(2) 消防団の服制（活動服）について

(3) その他

5. その他

<配布資料>

消防団の教育訓練等に関する検討会開催要綱

消防団の教育訓練等に関する検討会委員名簿

消防団の教育訓練等に関する検討会スケジュール（案）

資料1 消防団の現状 (P 1～P 2)

資料2 消防団活動の重要性 (P 3)

資料3 消防団活動における安全確保の必要性 (P 4)

資料4 情報通信体制の状況及びあり方 (P 5)

資料5 消防本部・警察・自衛隊等との連携 (P 6)

資料6 消防団に必要な装備（案） (P 7)

資料7 東日本大震災における消防団員へのアンケート結果 (P 8～P 11)

資料8 消防団の服制（活動服）見直しの検討 (P 12～P 18)

消防団の教育訓練等に関する検討会開催要綱

(検討会の開催)

第1条 東日本大震災の教訓及び現在の社会情勢を踏まえ、教育訓練及び消防団の装備の基準について検討を行うため、消防団の教育訓練等に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討項目)

第2条 検討会では次に掲げる項目について検討する。

- (1) 消防団の教育訓練に関すること
- (2) 消防団の装備に関すること
- (3) その他必要と認める事項に関すること

(検討会)

第3条 検討会の座長及び委員は、消防庁長官が委嘱する学識経験者、地方公共団体の消防関係者等をもって構成する。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故がある時は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- 5 座長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を検討会に出席させることができる。
- 6 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討会の運営期間とする。

(庶務)

第5条 検討会に係る庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課が処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月8日から施行する。

消防団の教育訓練等に関する検討会委員名簿

(50音順、敬称略)

座 長	林 春 男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授
委 員	赤 松 俊 彦	消防庁国民保護・防災部防災課長
委 員	秋 山 昭 二	財団法人 日本消防協会業務部長
委 員	池 上 三喜子	公益財団法人 市民防災研究所理事
委 員	小 澤 浩 子	東京都赤羽消防団副団長
委 員	熊 丸 由布治	一般社団法人 災害対応訓練研究所代表理事
委 員	長 澤 初 男	福島県南相馬市消防団副団長
委 員	新 田 徹	東京消防庁消防学校校務課教務係係長
委 員	堀 川 浩 司	姫路市消防局中播消防署副署長
委 員	芳 野 浩 三	愛媛県松山市総合政策部危機管理担当部長

合計10名

オブザーバー (大 野 耕 司)	(金沢市消防局長)
代理：小 谷 正 利	金沢市消防局次長兼警防課長
オブザーバー (門 倉 徹)	(消防庁消防大学校副校長)
代理：戸 谷 彰 宏	消防庁消防大学校教授
オブザーバー 坂 本 昌 也	消防庁消防・救急課課長補佐

消防団の教育訓練等に関する検討会 スケジュール(案)

年度	月	検討会
	11月	第1回検討会 ○消防団の装備について ①装備の充実化による「安全の確保」 ②新たな役割の「救助」 ③地元に精通し、安全のために情報共有したうえでの、「他機関との連携」 ○消防団の服制（活動服）について ○その他
	12月	消防団の装備及び服制について各委員と個別調整
H26	1月	第2回検討会 ○消防団の教育訓練について ①装備の充実化による「安全の確保」 ②新たな役割の「救助」 ③地元に精通し、安全のために情報共有したうえでの、「他機関との連携」 ④地域防災の要である「地域防災リーダーの養成」 ○消防団拠点施設について ○その他
	2月	
	3月	第3回検討会 ○消防団の教育訓練について ○報告書（案）の検討